

4. 学校いじめ防止基本方針

平成26年3月24日作成

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる行為であり、どの児童にも、どの学校でも起こり得ることを踏まえて取り組まなければならない。

そのためには、児童の保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

2 いじめの定義

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な影響を受ける行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じるもの」をいう。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。

3 いじめの理解

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である。いじめを見逃さないためには、教職員間で、いじめに見られる集団構造やいじめの態様について理解しておく必要である。

(1) いじめに見られる集団構造

〈いじめられている子〉

いじめられている子は、孤立した状態にじっと耐えていたり、誰とも親しくせず防衛的な態度をとったり、いじめられていてもいじめとして認めたくない心理になっている。そして、追いつめられていくと、不登校になったり、衝動的・反抗的な行動が現れたりする場合もある。さらに、かけがえのない生命を自ら奪うことさえある。

〈いじている子〉

いじている個人を否定するのではなく、いじめという行為を問題視し、対応することが重要である。また、いじている子も悩んでいたりと、寂しい思いをしているととらえ、日常生活に対する不満や不応感など、うっ積している感情を受け止めながら支援していくことが大切である。叱責・説教は、状況に応じて行うものであること、自己中心的な言い分や主張に巻き込まれないようにすること等に留意しながら、自らの行為の不当性に気づかせていくことが重要である。

〈周りの子〉

周りではやし立てている子や見て見ぬふりをしている子は、いじめに関係していないのではなく、結果的にいじめに加わっているのと同じであることを自覚させることが重要である。しかし、いじめを止めることができなかつたり黙っていたりしている子は、はやし立てたり見て見ぬふりをせざるを得ない心理状態にあることを理解しておかなければならない。制止できなかったことを責めるのではなく、心の通う温かい学級を築いていくために、一人一人がかけがえのない存在であることを伝えることに重点をおく必要がある。

(2) いじめの態様

いじめには、冷やかかしらからかい等の心理的な攻撃と、叩く蹴るや金品をたかられ

る等の物理的な攻撃がある。具体的には、次の通りである。

- 心理的な攻撃 冷やかしやかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
仲間はずれや集団による無視をされる。
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる。
パソコンや携帯電話で誹謗中傷やいやなことをされる。
- 物理的な攻撃 ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
金品をたかられる。
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

いずれも、人の尊厳を著しくおかす行為であり、断じて許されない行為である。

4 いじめ防止等の学校の取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織

- ア いじめの防止等に組織的に対応するために、学校長が任命した構成員からなるいじめ対策委員会を設置する。
- イ いじめ対策委員会の構成員は次の通りとする。
校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、関係職員、必要に応じてスクールカウンセラー
- ウ いじめ対策委員会は次のような役割を担う。
- ① 学校基本方針が、学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直すという PDCA サイクルの検証の中核となる役割
 - ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった時、緊急に会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実確認の聴取、指導や支援の体制・対応方法の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(2) 未然防止

いじめ問題を屈服するために、教育活動全体を通じて、すべての児童を対象にいじめの未然防止の取組を行う。特に、日常的に人権意識を高める教育にあたるるとともに、児童相互の温かな人間関係を醸成するなど、いじめの起きない学校・学級経営を心がける。
また、生命や人権の尊重をはじめ、倫理観の確立、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童一人一人の豊かな人間性を育む活動を充実させる。

ア 学級経営の充実

児童の実態把握を行い、児童の「よさ」を認めるとともに「分かる・できる」授業の実践に努める。

イ 道徳教育の充実

すべての教育活動を通して道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

ウ 縦割り活動の実施

ふれあい集会や運動会において、異年齢集団での縦割り活動を行い、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を養う。

エ 児童会活動の活性化

学級活動等で、自分の意見や考えを交流したり、集団として合意形成したことを実行に移したりすることを通して、コミュニケーション能力や自己有用感等を高め、社会に参画する態度や自主的・実践的な態度を醸成する。

オ 人権意識の向上

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを理解させるとともに、人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

カ 開かれた学校づくり

いじめ防止の取組について、保護者への理解を促すとともに、育友会との情報交換や民生児童委員会・学校評議員会を活用するなど、いじめ防止のため家庭・地域と積極的に相互協力できる関係づくりを進める。

キ インターネット上のいじめの防止

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、情報モラル教育を行う。また、保護者に対して、フィルタリングの設定やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくり等を周知徹底する。

(3) 早期発見・早期対応

ア 早期発見

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われる等、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する必要がある。

① いじめアンケートの実施

いじめアンケートを6月・11月・2月に実施する。実施にあたっては、無記名とし、回答の時間を十分に確保する。回収する際は、用紙を二つ折りにさせ、担任に直接手渡すようにする。学級担任は、いじめアンケートの結果で気になることがあれば、回答した児童に聞き取りを行うとともに管理職に報告する。

② いじめの兆候の見極め

いじめ初期にその兆候を見落としたり、いじめの事実を認識できなかったりすると、深刻ないじめに発展することがあるため、いじめの兆候を見逃さないようにする。

- ・子どもの交友関係が急に変化する。
- ・特定の子どもだけが、いつもプロレス技をかけられる。
- ・特定の子どもが被害を受けている時に、ことさら「何でもない」と否定する。
- ・特定の子どもだけが、わざとよけられる。
- ・表情が暗く、沈みがちである。
- ・一人遅れて教室に入ってくる。
- ・顔面に、擦り傷、鼻血の後、身体にあざ、こぶ等がみられる。
- ・「〇〇死ね」等の落書きがある。
- ・衣服の汚れそうもないところが、ひどく汚れている。

③ 教育相談体制の充実

積極的に児童一人一人と話をする機会を設け、児童の声に耳を傾ける。いじめと思われる訴えがあった場合は、児童の思いや不安・悩みを十分受け止める。また、スクールカウンセラー等を活用し、いじめを訴えやすい環境を整える。

イ 早期対応

いじめを認知した場合、①～④に留意して、組織的に迅速かつ適切に対応する。

① 安全確保

いじめを認知した場合、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② 事実確認

いじめを認知した場合や、児童がいじめを受けていると疑われる場合は、直ちにいじめの事実の有無を確認する。

③ 指導・支援・助言

いじめがあったことが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、その再発を防止するため、スクールカウンセラー等の協力を得ながら、複数の教職員等によって、いじめを受けた児童やその保護者への支援や、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。その際、対応したことを記録に残しておく。

④ 情報提供

いじめの早期解決を図るため、事実関係が明確になった情報を、いじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者に、必要に応じて提供する。

ウ 関係機関との連携

いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合は、教育的な配慮や被害児童等の意向への配慮のうえで、早期に警察や少年センター等に相談し、適切に援助を求める。中でも、児童への生命・身体または財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報し、連携した対応をとる。なお、児童の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、警察署との連携が必要な事案については、「きのくに学校警察相互連絡制度」に基づいて適時・適切に連絡する。また、児童相談所や少年センター等の関係機関との情報交換を適宜行う。

エ インターネット上のいじめへの対応

インターネット上に不適切な書き込み等を行っているとの連絡を受けた場合、そのサイトを確認し、デジタルカメラ等で記録したうえで、当該児童及びその保護者に了解をとり、不適切な書き込み等のあるプロバイダに連絡し、削除を要請する。

なお、不適切な書き込み等が犯罪行為と認められる場合は、削除要請を依頼する前に警察に通報・相談する。

(4) 教職員の資質能力の向上

「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こり得る問題である。」という基本認識に立ち、教職員一人一人が様々なスキルや指導方法を身につけ、教職員の指導力やいじめ認知能力を高めるための研修や、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施していく必要がある。

(5) 家庭・地域との連携

保護者や地域住民の信頼関係を構築し、児童の家庭や地域での様子を気軽に相談できる体制を整備する。また、いじめの防止等の取り組みについて、保護者に理解を得て、育友会総会や学級懇談会等の機会に情報交換を行う。さらに、地域住民の学校行事への参加を促したり、地域と連携して街頭指導を実施したりして、校外での児童の様子を把握する。

(6) 継続的な指導・支援

いじめに関わった児童に対しては、一定の解消が見られた後も接する時間を増やし、声かけ等
を続ける。また、学級内でその存在が認められ自己肯定感を育むように努める。
いじめられていた児童に対しては、いじめがさらに陰湿化・潜在化する可能性があるため、友達
の前での声かけに十分配慮する。さらに、周りの児童の心にも十分配慮し、改めて温かい学級づ
くりを進める。状況によっては、地域や関係機関の協力を得ながら支援していく。

(7) 取組内容の点検・報告

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況を学校評価等を利用して確認するととも
に、学校対策組織を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

(8) 年間指導計画 等

	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対策委員会 指導方針・指導計画 等	学級づくり・人間関係づくり 道徳教育・人権教育計画 への反映 保護者への啓発 ふれあい集会 ふれあい集会 保護者との情報交換 ふれあい集会 地域との情報交換 (民生児童委員)	学級づくり・人間関係づくり いじめアンケートの 実施 学校評価の実施
5月	職員会議 基本方針の確認		
6月	職員会議		
7月	情報交換		
8月	教職員研修	学級づくり・人間関係づくり ふれあい集会 運動会での縦割り活動 ふれあい集会 ふれあい集会 保護者との情報交換 ふれあい集会 ふれあい集会 ふれあい集会	学級づくり・人間関係づくり いじめアンケートの 実施 学校評価の実施 いじめアンケートの 実施
9月	いじめ対策委員会 情報共有・今後の計画		
10月	職員会議 共通理解・今後の計画		
11月	職員会議 情報交換		
12月			
1月	職員会議 情報交換		
2月	いじめ対策委員会 まとめ・課題検討		
3月	職員会議 来年度の計画		

※ ふれあい集会では、縦割りで活動する。

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の判断・報告

次のような重大事態が発生した場合、文部科学省で定めている重大事態対応フロー図をもとに、
直ちに適切な対応を行う。

- 一 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる時。
- 二 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことが余儀なくされていると疑いがあると認められる時。

（２） 重大事態の調査の実態と結果の提供

- ア 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- イ 学校対策組織が中心となって、事実内容を明確にするための調査にあたる。
- ウ 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童やその保護者に説明するなどの措置を行う。
- エ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適宜・適切な方法でいじめを受けた児童及びその保護者に対して提供する。